3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県いわき市常磐湯本町日渡九二の一から九二の四まで、九二の一七、九二の二一、九二の二三、九二の二四、九二の二九、九二の三二、九二の三三、一一四の一、一一四の二、一一四の三、一三二の一、一三七の二、一三八の四、一三九の六、傾城一一〇の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長崎県西海市大瀬戸町雪浦久良木郷字冷水三六の二、三六の四、三六の三四、大瀬戸町雪浦幸物郷字日向平三九四の二、四〇二、字エスカリノ口四〇三、四〇四、四〇五の一、四〇五の五、四〇五の六、字梅ノ木平四二五の一、四二五の三、大瀬戸町雪浦上郷字平河内平七五三の二、七五四の二、七五四の一二から七五四の一六まで、字長墓七五七の一（次の図に示す部分に限る。）、七五七の二、七五七の五から七五七の七まで、字堀掛谷七五九の二（次の図に示す部分に限る。）、七五九の三、字葛平七六三、字ジャン七六四、字草ズミ七六五の三、七六五の一三から七六五の一五まで（以上三筆国有林）、七六五の一七、七六五の一八、大瀬戸町雪浦河通郷字カチ山八三の一、字烏賊腐ノ上三三六の一（次の図に示す部分に限る。）、字貞平平ラ三三八の二（次の図に示す部分に限る。）、三三八の一、三三八の三から三三八の一〇まで、字焼山平三三九の一、三三九の三、字本谷口三四〇、長崎市長浦町字川内一八四四の一、一八四四の三から一八四四の五まで、一八四四の六（国有林）、琴海戸根原町字河内山二一四二の一、二一四二の四から二一四二の七まで、二一四二の八（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十一年三月十三日農林省告示第二百三号（四に係るものに限る。）、昭和五十九年二月二十八日農林水産省告示第五百十二号（二に係るものに限る。）、昭和六十年六月二十四日農林水産省告示第九百四十号（二に係るものに限る。）、平成六年十一月十五日農林水産省告示第千五百五十七号、平成十三年六月十九日農林水産省告示第七百八十五号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年七月二十四日農林水産省告示第千二百九十七号（一に係るものに限る。）、平成十三年六月十九日農林水産省告示第七百八十三号（一及び二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十六年十一月十六日農林水産省告示第千七百八十六号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十五年五月三十一日農林水産省告示第七百九十五号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十一年九月二十二日農林省告示第八百五十六号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十六年十一月十六日農林水産省告示第千七百八十六号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。